

長野労働局発表（31-25）

令和元年7月30日

担
当

長野労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 池上 仁
室長補佐 浜 幸好

電話 026-223-0125

平成30年度長野労働局での法施行状況 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関する 相談、是正指導、紛争解決の援助の状況について公表します。

長野労働局（局長 中原 正裕）は、このたび、「平成30年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法施行状況」をまとめましたので、公表します。

長野労働局では、引き続き、法の履行確保に向けた適切な助言・指導等を行っていくとともに、パートタイム労働法の改正に伴うセミナーの開催等により、同一労働同一賃金の取り扱い等に係る周知啓発に努めてまいります。

1 平成30年度男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法施行状況（資料1）

【男女雇用機会均等法施行状況】

<ポイント>

◇相談件数は211件（対前年度比19件増）

◇労働局長による紛争解決援助申立受理件数： 1件（同 1件減）

◇機会均等調停会議による調停件数： 2件（同 2件増）

◇制度是正指導： 360件（同 26件減）

「妊娠、出産に関するハラスメント」： 137件（同 9件増）

「母性健康管理」： 123件（同 22件減）

「セクシュアルハラスメント」： 99件（同 14件減）

1 「セクシュアルハラスメント」をはじめとする相談件数が増加傾向。内訳は「セクシュアルハラスメント」97件、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」76件と、依然としてハラスメント関連が多い。

2 事業主に対する助言件数は360件。うち、「妊娠、出産等に関するハラスメント」（137件）と「セクシュアルハラスメント」（99件）のハラスメント関連が全体の6割を占める。

【育児・介護休業法施行状況】

<ポイント>

- ◇相談件数は、846件（対前年度比471件減）
- ◇労働局長による紛争解決援助申立受理件数： 0件（同 1件減）
- ◇制度是正指導： 807件（同 703件減）
 - （ 育児関係： 376件 ）
 - （ 介護関係： 388件 ）

- 1 「育児（休業）」に関する相談が259件と最多、次いで「育児（休業以外）」に関する相談が186件（図2-1）
- 2 「育児関係」では、「休業などに関するハラスメント防止措置」の制度是正指導が139件と最多、「介護関係」では「休業などに関するハラスメント防止措置」に関する制度是正指導が249件と最多（表2-3）

【パートタイム労働法施行状況】

<ポイント>

- ◇相談件数は、35件（対前年度比21件増）。いわゆる均衡待遇に関する相談が増えており、改正法の施行に伴い、各企業の取組が急がれる。
- ◇制度是正指導： 247件
 - （ 労働条件の文書交付： 94件 ）
 - （ 通常の労働者への転換： 74件 ）

- 1 「均等・均衡待遇」に関する相談が14件（前年度比11件増）で最多（図3-1）。法改正に伴い「同一労働同一賃金」についての相談が多い。
- 2 「労働条件の文書交付」に係る指導事項では、「相談窓口の明示なし」が多い。「通常の労働者への転換」に係る指導事項では、「周知されていない」が多い。

平成30年度

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法 施行状況

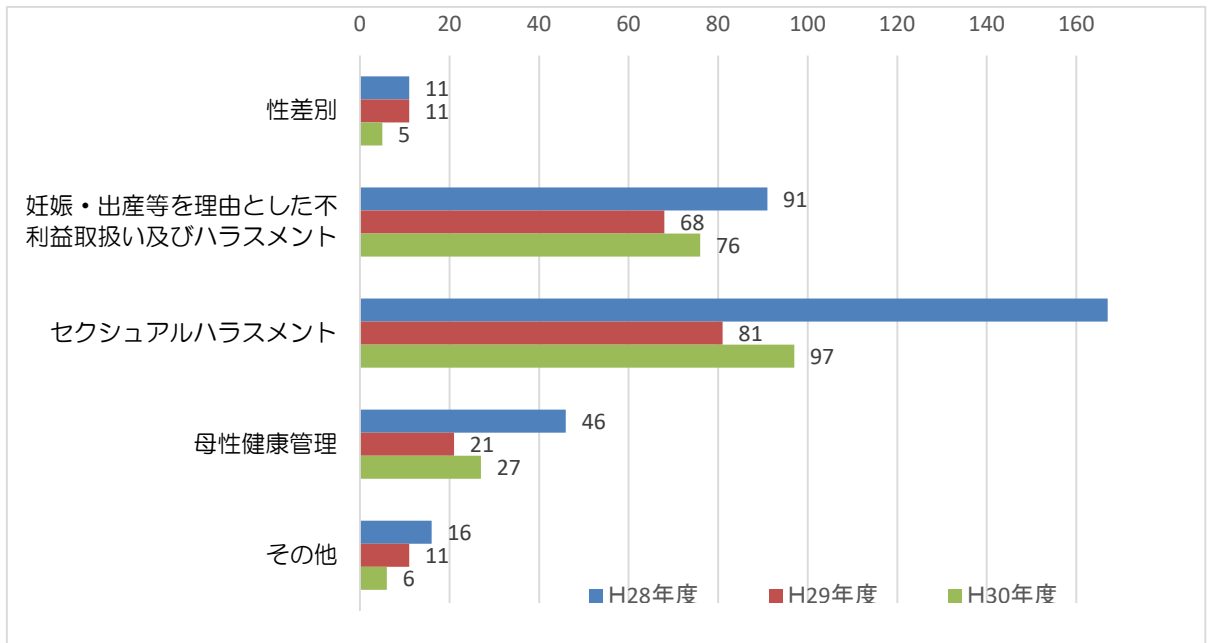
1 男女雇用機会均等法の施行状況

(1) 相談

平成30年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に係る相談件数は211件であった。

相談内容の内訳をみると、「セクシュアルハラスメント」に関する相談が97件と最も多く、次いで、「妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い及びハラスメント」76件、「母性健康管理」27件となっている。

図1-1 相談内容の内訳



※相談内容の内訳件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、それぞれの相談内容を件数として計上したものの。

(2) 紛争解決の援助

労働局では、労働者と事業主との間で男女均等取扱いに関する紛争が生じた場合、紛争解決のための援助を行っている。援助には、労働局長によるものと機会均等調停会議による調停がある。

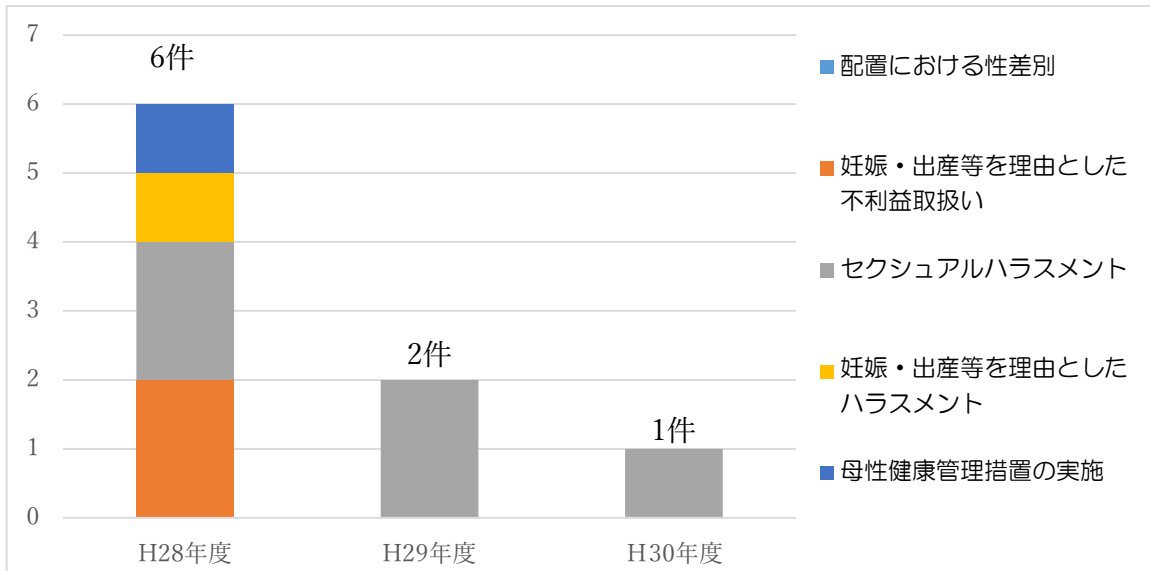
① 労働局長による紛争解決の援助

平成30年度の長野労働局雇用環境・均等室における男女雇用機会均等法に基づく労働局長による紛争解決援助の実施件数は1件(平成29年度2件)であった。

内訳は、「セクシュアルハラスメント」に関するものとなっている。

なお、個別相談については、本人の希望に基づき、事業主に法の施行状況を確認し、その是正を求めることにより相談者の権利を確保する行政指導を実施することもある。

図1-2 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数



② 機会均等調停会議による調停

平成30年度の長野労働局雇用環境・均等室における男女雇用機会均等法に基づく機会均等調停会議による調停の受理件数は2件(平成29年度0件)であった。

(3) 制度是正指導

平成30年度に長野労働局雇用環境・均等室が男女雇用機会均等法第29条に基づき事業主に助言を行った件数は360件であった。

内容別では、妊娠、出産等に関するハラスメントに関するものが137件と最も多く、助言件数全体の4割近くを占めている。

表1-3 是正指導件数

	H28年度	H29年度	H30年度
募集・採用	0	0	0 (0%)
配置・昇進・教育訓練・福利厚生・退職勧奨等	2	0	0 (0%)
間接差別	0	0	0 (0%)
不利益取扱い	0	0	1 (0%)
セクシュアルハラスメント	110	113	99 (28%)
妊娠、出産等に関するハラスメント	13	128	137 (38%)
母性健康管理	135	145	123 (34%)
深夜業に従事する女性労働者に対する措置	0	0	0 (0%)
計	260	386	360 (100%)

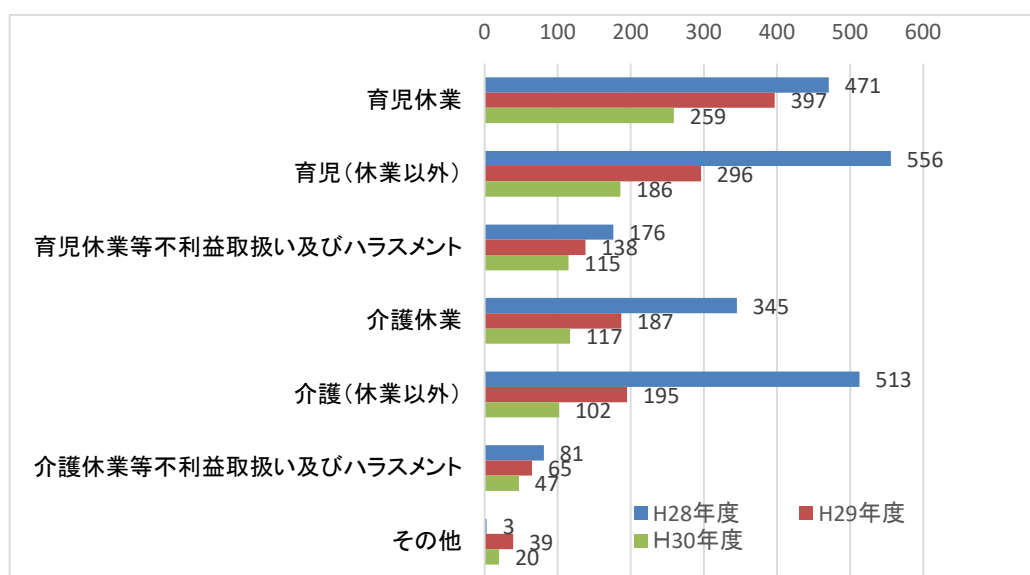
2 育児・介護休業法の施行状況

(1) 相談

平成 30 年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられた育児・介護休業法に係る相談件数は 846 件であった。

相談内容の内訳をみると、「育児休業」に関する相談が 259 件と最も多く、次いで、「育児（休業以外）」が 186 件、育児・介護休業等に関する不利益取扱い及びハラスメントに関する相談が合わせて 162 件あった。

図2-1 相談内容の内訳



※相談内容の内訳件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、それぞれの相談内容を件数として計上したもの。

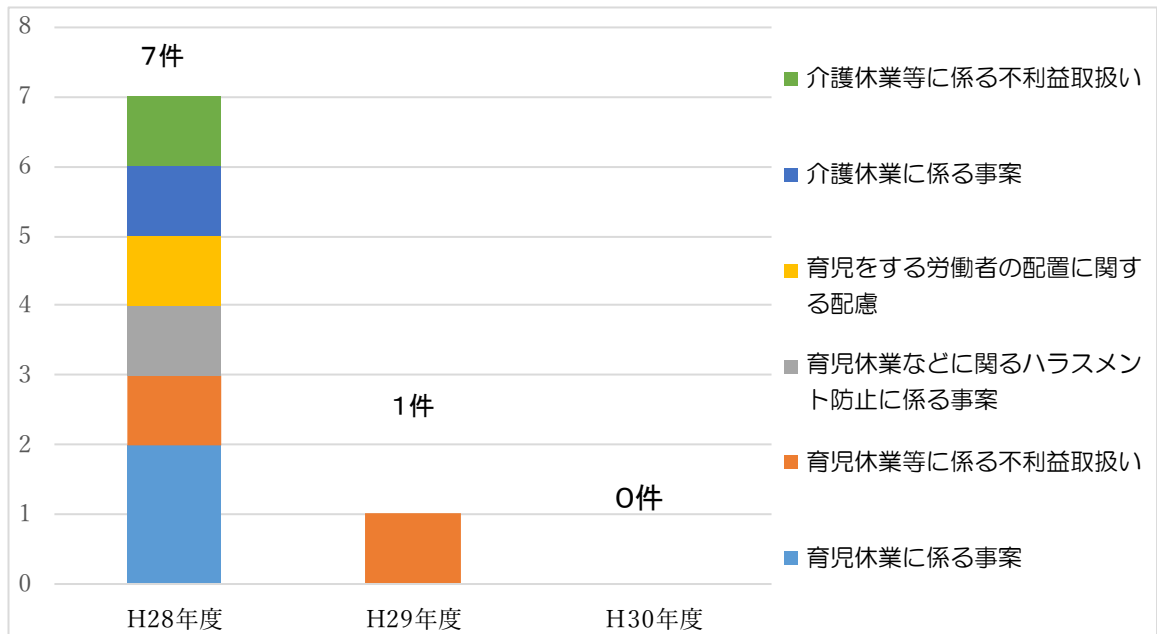
(2) 紛争解決の援助

労働者と事業主との間で育児・介護休業等に関する紛争が生じた場合、労働局では紛争解決のための援助を行っている。援助には、労働局長によるものと両立支援調停会議による調停がある。

① 労働局長による紛争解決の援助

平成 30 年度の長野労働局雇用環境・均等室における育児・介護休業法に基づく労働局長による紛争解決援助の実施件数は 0 件(平成 29 年度、1 件)であった。

図2-2 労働局長による紛争解決の援助



② 両立支援調停会議による調停

平成30年度の長野労働局雇用環境・均等室における育児・介護休業法に基づく両立支援調停会議による調停の申請はなかった(平成29年度、0件)。

(3) 制度是正指導

平成30年度に長野労働局雇用環境・均等室が育児・介護休業法第56条に基づき、事業主に助言を行った件数は、育児関係376件、介護関係388件であった。

指導事項としては、育児関係、介護関係ともに「休業などに関するハラスメント防止措置」が最も多く、次いで「休業制度」、「所定労働時間の短縮措置等(義務)」、「子の看護休暇」の順となっている。

表2-3 是正指導件数

		件(%)		
		H28年度	H29年度	H30年度
育児関係	休業制度	56	127	108 (29%)
	子の看護休暇	50	81	35 (9%)
	所定外労働の制限	25	19	13 (3%)
	時間外労働の制限	33	32	25 (7%)
	深夜業の制限	13	7	14 (4%)
	所定労働時間の短縮措置等(義務)	50	47	40 (11%)
	所定労働時間の短縮措置等(努力義務)	106	165	2 (1%)

	休業などに関するハラスメント 防止措置	6	248	139 (37%)
	休業期間等の周知	1	0	0 (0%)
	計	340	726	376 (100%)
介護関係	休業制度	34	143	109 (28%)
	介護休暇	33	67	27 (7%)
	所定外労働の制限	4	48	14 (4%)
	時間外労働の制限	18	13	15 (4%)
	深夜業の制限	13	11	13 (3%)
	所定労働時間の短縮措置等 (義務)	27	143	75 (19%)
	休業などに関するハラスメント 防止措置	6	249	135 (35%)
	計	135	674	388 (100%)
職業家庭両立推進者		85	110	43
合計		560	1,510	807

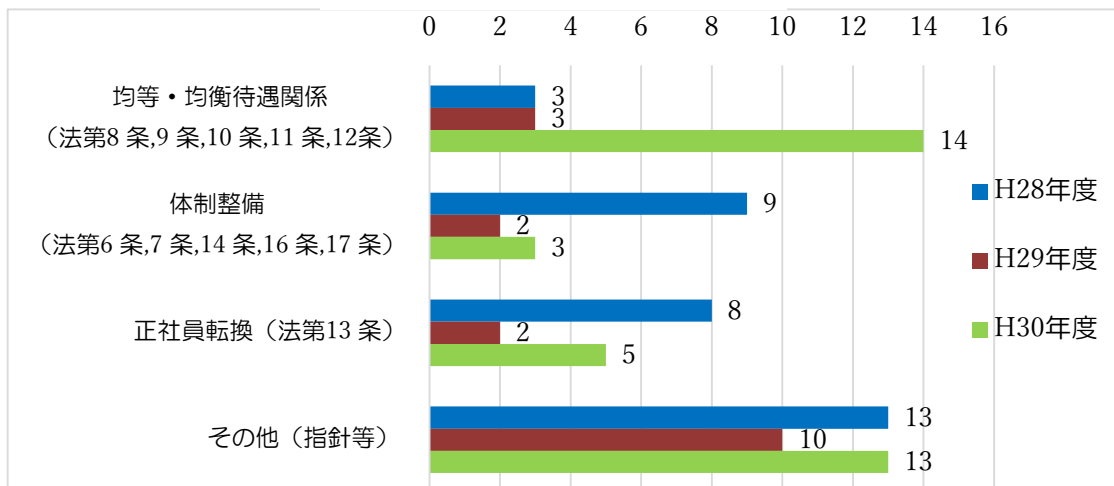
3 パートタイム労働法の施行状況

(1) 相談

平成30年度に長野労働局雇用環境・均等室に寄せられたパートタイム労働法に係る相談件数は35件であった。

相談内容の内訳をみると、「均等・均衡待遇関係」に関する相談が14件と最も多く、次いで「雇用管理の改善等に関する措置等(指針)」が13件となっている。

図3-1 相談内容の内訳



(2) 紛争解決の援助

労働者と事業主との間で育児・介護休業等に関する紛争が生じた場合、労働局では紛争解決のための援助を行っている。援助には、労働局長によるものと両立支援調停会議による調停がある。

① 労働局長による紛争解決の援助

平成30年度の長野労働局雇用環境・均等室におけるパートタイム労働法に基づく労働局長による紛争解決援助の申し立てはなかった(平成29年度、0件)。

② 均衡待遇調停会議による調停

平成30年度の長野労働局雇用環境・均等室におけるパートタイム労働法に基づく均衡待遇調停会議による調停の申請はなかった(平成29年度、0件)。

(3) 制度是正指導

平成30年度に長野労働局雇用環境・均等室がパートタイム労働法第18条に基づき、事業主に助言を行った件数は、247件であった。

指導事項としては、「労働条件の文書交付等」が最も多く、次いで「通常の労働者への転換」「短時間雇用管理者の選任」「措置内容の説明」の順となっている。

表3-3 是正指導件数の推移

	H28年度	H29年度	H30年度
第6条関係 (労働条件の文書交付等)	180	224	94 (38.1%)
第7条関係 (就業規則の作成手続)	121	104	13 (5.3%)
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0	0 (0.0%)
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	34	31	3 (1.2%)
第11条関係 (教育訓練)	1	3	2 (0.8%)
第12条関係 (福利厚生施設)	0	0	0 (0.0%)
第13条関係 (通常の労働者への転換)	87	138	74 (30.0%)
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	130	116	18 (7.3%)
第14条第2項関係 (待遇に関する説明)	0	0	1 (0.4%)
第16条関係 (相談のための体制の整備)	54	41	14 (5.7%)
第17条関係 (短時間雇用管理者の選任)	44	47	19 (7.7%)
その他(指針等)	93	77	9 (3.6%)
合計	744	781	247 (100.0%)